

(案)

道路予定区域及び高架の道路の路面下の有効活用の推進のための占用許可基準の策定等について

平成20年12月5日

国土交通省道路局路政課

## 1. 背景

道路法第91条第2項に規定する道路予定区域及び高架の道路の路面下（以下「高架下」という。）については、道路管理者の占用許可を受けて利用することが可能であり、これら直接には通行の用に供していない道路空間を適正かつ合理的に利用することは、地域の活性化や賑わいの創出等にも資するものであることから、暫定利用を含め、その有効活用を図ることとしています。

このため、これらの道路空間を、まちづくり等の観点から駐車施設、広場、公園、仮設店舗、仮設展示場等として利用する場合における道路占用の許可基準の策定等を検討しています。

## 2. 概要

### (1) 道路予定区域の占用の許可基準の策定

(基準の概要)

#### (ア) 高架下等利用計画との適合

これまでの高架下の占用の場合と同様、道路管理者が、地方公共団体や学識経験者等で構成される高架下等利用計画検討会の意見を聴いて、高架下等利用計画を策定し、道路予定区域の利用用途等を定めている場合には、これに適合したものであること。

#### (イ) 占用物件の設置場所、構造等

- ① 周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。
- ② 柵又は縁石等の工作物により占用範囲が明確にされていること。
- ③ 占用物件については、将来の道路事業の支障とならないよう除却が困難となる構造のものではないこと。
- ④ 高架下と近接する占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
- ⑤ 車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。
- ⑥ 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。
- ⑦ 次に掲げる物件の占用は、許可しないものとする。
  - (一) 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。
  - (二) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。
  - (三) 公序良俗に反し、社会通念上不相当であるもの。

#### (ウ) 占用の期間

将来の道路事業の施行の支障とならないよう、必要に応じ、占用の期間を短期に設定。

#### (エ) 占用主体

占用物件を適確に管理することができる者。

### (2) 高架下の占用の許可基準の一部改正

(主な改正点)

#### ○ 占用主体要件の変更

(旧) 原則として道路管理者と同等の管理能力を有する者

(新) 高架下の占用により、高架下の日常的な点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者。

(ア) 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検

- (イ) 高架の道路からの落下物の有無の点検
- (ウ) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
- (エ) 路面及び測溝における清掃、除草等の維持管理
- (オ) その他道路の管理上必要と認められる事項

### 3. スケジュール

平成20年1月 通知